

平成28年3月23日

「医療・介護等分野におけるICT化の徹底」に 関する取組状況について

内閣官房健康・医療戦略室

医療等分野のICT化の推進について（2020年までの集中5か年計画）

取組の概要

1. マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入

▽ 医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進

2. 医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進／地域医療情報連携（介護を含む）等の推進

（健康・医療戦略推進本部の下に設けた次世代医療ICT基盤協議会において達成状況等を随時点検する等PDCAによる不断の見直しを実施）

▽ 医療等分野でのデータの電子化・標準化を通じて、検査・治療・投薬等診療情報の収集・利活用を促進／医療介護現場での情報連携を促進

3. 医療介護政策（医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化等）へのデータの一層の活用

▽ 医療等分野における番号制度の導入等を契機として、医療介護データの政策活用を飛躍的に推進（保険者機能の強化、データベース分析を活用した医療介護の質の向上や医療介護費用の適正化、大規模医療情報の収集・分析等による創薬等の研究開発環境の整備等）

以下の点を盛り込んだ「医療等分野データ利活用プログラム（仮称）」を健康・医療戦略推進本部の下に設けた次世代医療ICT基盤協議会において策定【2015年度中】

- ・ 国等が保有するデータベースについて、患者データの長期追跡及び各データベース間の患者データ連携の実現に向けた工程表
- ・ データを活用した医療の質の向上、研究開発の促進、地域における医療機能の分化・連携、医療介護費用の適正化等

4. 民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備

▽ 医療等分野の研究開発活動や医療・介護サービスと連携して健康管理・増進サービス等を提供するヘルスケア産業を活性化

実行状況

医療等分野データ利活用プログラム

・ 次世代医療ICT基盤協議会において検討中。具体的には、同協議会第3回を3月頃に開催し、策定する予定。

代理機関（仮称）制度

・ 医療等分野の研究開発活動の活性化等を目的として、医療機関等の具体的なデータ利活用方策（代理機関（仮称）の創設）を検討。

※補足資料：机上配付①～③